

ジュニア・デビスカップ

ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手選考基準

- 1 公益財団法人日本テニス協会（以下 JTA）は、JTA 及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針の第 4 項「各種大会における代表選手・役員の選考などに関する事項」に基づき、ジュニア・デビスカップ／ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手の選考に当たり、テニス競技でのインテグリティを確保し、公平かつ透明性ある選考を行うために、この基準を策定する。
- 2 JTA はジュニア・デビスカップ／ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップにおいて優秀な成績を収めることを目的として、代表選手を選考する。
- 3 ジュニア・デビスカップ／ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手は、日本を代表するジュニアアスリートとしての自覚と誇りを持ち、優秀な成績を収めることを目指す。また、各国・地域との友好と親善に寄与する。
- 4 ジュニア・デビスカップ／ジュニア・ビリー・ジーン・キングカップ代表選手の選考は、以下の基準を考慮して、選手のホームコーチと代表監督が十分に連絡を取り合った上で、強化本部の責任において行う。代表監督はノミネーションの締め切りまでに手続きを行い、選考結果は、強化本部長が常務理事会において報告を行う。

【選考基準】

- ・チームワークを尊重できること
 - ・戦略
 - ITF ジュニアランキング
 - 国際大会でのパフォーマンス
 - 国内大会、合宿、海外遠征などでのパフォーマンス
 - 選手のコンディション（けがや病気など）
 - サーフェスへの適応力
 - ダブルスのペアリング
 - ・アジア／オセアニア予選
 - 代表選手 1 名は、中牟田杯ジュニア優勝者 1 名と強化本部が選考した 3 名の計 4 名による選考試合の結果で選考される。もしくは中牟田杯ジュニア優勝者が前述の基準を十分に満たしていると監督が判断した場合は、選考試合を実施することなく代表選手に選考する。
 - そのほかの代表選手 2 名は、監督推薦により、強化本部で選考する。
 - ・決勝大会
 - アジア／オセアニア予選を含めた決勝大会までのパフォーマンスを考慮の上、監督推薦により、強化本部で選考する。
- 5 代表選考について不服がある場合、選考対象者は、強化育成本部長に不服を申し立てることができる。

- 6 上項による申し立てへの強化育成本部長の対応について、選考対象者は JTA 通報相談窓口に通報することができる。
- 7 JTA による最終判断に対し不服がある場合、選考手続きの対象選手は日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができる。
- 8 この基準の改廃は、常務理事会の決議による。
- 9 この基準は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

制定日 令和 2 年 9 月 1 日
改正日 令和 3 年 4 月 13 日

ワールドジュニア代表選手選考基準

- 1 公益財団法人日本テニス協会（以下 JTA）は、JTA 及び加盟団体並びに協力団体における倫理に関する指針の第 4 項「各種大会における代表選手・役員の選考などに関する事項」に基づき、ワールドジュニア代表選手の選考に当たり、テニス競技でのインテグリティを確保し、公平かつ透明性ある選考を行うために、この基準を策定する。
- 2 JTA はワールドジュニアにおいて優秀な成績を収めることを目的として、代表選手を選考する。
- 3 ワールドジュニア代表選手は、日本を代表するジュニアアスリートとしての自覚と誇りを持ち、優秀な成績を収めることを目指す。また、各国・地域との友好と親善に寄与する。
- 4 ワールドジュニア代表選手の選考は、以下の基準を考慮して、選手のホームコーチと代表監督が十分に連絡を取り合った上で、強化本部の責任において行う。代表監督はノミネーションの締め切りまでに手続きを行い、選考結果は、強化本部長が常務理事会において報告を行う。

【選考基準】

- ・チームワークを尊重できること
- ・戦略
 - ITF ジュニアランキング
 - 国内大会でのパフォーマンス
 - 国内外合宿、海外遠征などでのパフォーマンス
 - 海外を拠点とする選手を含め、国内外での大会結果が優れていると認められる選手
 - 選手のコンディション
 - サーフェスへの適応力
 - ダブルスのペアリング
- ・アジア／オセアニア予選

- 代表選手 1 名は、RSK ジュニア優勝者 1 名、準優勝者 1 名、ナショナルチームが選考した 2 名の計 4 名による選考試合の結果で選考される。
 - そのほかの代表選手 2 名は、監督推薦により、強化本部で選考する。
 - ・決勝大会
 - アジア／オセアニア予選、全国選抜ジュニアでのパフォーマンスを考慮の上、監督推薦により、強化本部で選考する。
- 5 代表選考について不服がある場合、選考対象者は、強化育成本部長に不服を申し立てることができる。
- 6 上項による申し立てへの強化育成本部長の対応について、選考対象者は JTA 通報相談窓口に通報することができる。
- 7 JTA による最終判断に対し不服がある場合、選考手続きの対象選手は日本スポーツ仲裁機構に不服を申し立てることができる。
- 8 この基準の改廃は、常務理事会の決議による。
- 9 この基準は、令和 2 年 9 月 1 日より施行する。

制定日	令和	2 年	9 月	1 日
改正日	令和	3 年	4 月 1 3 日	